

社会福祉法人大宝会

役員等報酬規程

社会福祉法人大宝会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大宝会の役員及び評議員等(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により1日もしくは半日分の報酬を支払うことができる。ただし、職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日もしくは半日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日もしくは半日分の報酬を支払うことができる。ただし、職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

4 役員、評議員及び評議員専任・解任委員が理事会、評議員会及び評議員専任・解任委員会に出席したときは、別表3により往復の交通費を支払うことができるものとする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 役員等が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 役員等が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により往復の交通費を支払うことができるものとする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会に出席したとき、もしくは理事会及び評議員会以外の日において法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により往復の交通費を支払うことができるものとする。

(評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて評議員選任・解任委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設に係る業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会に出席したとき、もしくは理事会及び評議員会以外の日において法人及び施設に係る業務にあたった場合は、別表3により往復の交通費を支払うことができるものとする。

(出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人大宝会 役員旅費規程を適用する。

(報酬等の額)

第8条 この法人の全理事の報酬総額は年間 50 万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は年間 30 万円以内とする。
- 3 この法人の役員等の報酬額は別表1～3の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。

(支給の方法)

第9条 役員等の報酬については、業務従事の都度、手渡しにて支給するものとする。

- 2 支給にあたっては所得税法上報酬扱いとし、当法人による源泉徴収後の手取金額として支給する。

(兼務役員等)

第10条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第11条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿の作成に協力するものとする。

(改正)

第12条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て評議員会で議決しなければならない。

付 則 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

(改訂履歴)

平成 30 年3月 1日 一部改訂

令和元年6月15日 一部改訂

別表1 (日額)

名称	報酬
理事会出席報酬等	所要時間6時間以上の場合(1日) 10,000円 所要時間6時間未満の場合(半日) 5,000円
評議員会出席報酬等	所要時間6時間以上の場合(1日) 10,000円 所要時間6時間未満の場合(半日) 5,000円
評議員選任・解任委員出席報酬等	所要時間6時間以上の場合(1日) 10,000円 所要時間6時間未満の場合(半日) 5,000円

別表2 (日額)

名称	報酬
理事業務報酬等	所要時間6時間以上の場合(1日) 10,000円 所要時間6時間未満の場合(半日) 5,000円
評議員業務報酬等	所要時間6時間以上の場合(1日) 10,000円 所要時間6時間未満の場合(半日) 5,000円
監事監査指導報酬等	所要時間6時間以上の場合(1日) 10,000円 所要時間6時間未満の場合(半日) 5,000円
評議員選任・解任委員業務報酬等	所要時間6時間以上の場合(1日) 10,000円 所要時間6時間未満の場合(半日) 5,000円

別表3

	一般交通機関	その他
交通費	実費	必要やむを得ない場合はタクシー利用料金の実費